(注) 下線を付した部分が改正部分である。

	改 正 後					改 正 前				
	引用の法令番号一覧表					引用の法令番号一覧表				
索	法 令 名	法 令 番 号			索引	法 令 名	法 令 番 号			
7	か (省略)	(省略)			か	(同左)	(同左)			
	(削除)	(削除)				株券等の保管及び振替に関	昭和 59 年法律第 30 号			
						<u>する法律</u>				
	(省略)	(省略)				(同左)	(同左)			
) (/Þm/r)	(/ Liv m/or \			,	(D+)	(日七)			
	し (省略)	(省略)			l	(同左)	(同左)			
	(削除)	(削除)				社債等登録法	昭和 17 年法律第 11 号			
	(削除)	(削除)				社債等登録法施行令	昭和 17 年勅令第 409 号			
	社債、株式等の振替に関する	平成 13 年法律第 75 号				社債等の振替に関する法律	平成 13 年法律第 75 号			
	<u>法律</u>									
	(省略)	(省略)				(同左)	(同左)			
	ち (省略)	(省略)			5	(同左)	(同左)			
	地方揮発油税法	昭和 30 年法律第 104 号				地方道路税法	昭和 30 年法律第 104 号			
	(削除)	(削除)				中間法人法	平成 13 年法律第 49 号			
	(省略)	(省略)				(同左)	(同左)			
	て(省略)	(省略)			て	(同左)	(同左)			
	電気通信事業法	昭和59年法律第86号				電話加入権質に関する臨時	昭和 33 年法律第 138 号			
						特例法				
	電子記録債権法	平成 19 年法律第 102 号				(新設)	(新設)			
	電話加入権質に関する臨時	昭和 33 年法律第 138 号				電気通信事業法	昭和 59 年法律第 86 号			
	特例法									
	10 174444					<u> </u>				

改 正 後

主要省略用語一覧表

[備考]

1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。

2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印 を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。

窓引	省略用語	条 埧	省略された用語	
l	(省略)	(省略)	(省略)	
	社債株式等振	第 2 条関係 25	社債、株式等の振替に関する	
	替法	の(注)2	<u>法律</u>	
	(省略)	(省略)	(省略)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(省略)	(省略)	(省略)	
て	(省略)	(省略)	(省略)	
	抵当権者等	○第 53 条関係 22	抵当権者、質権者又は先取特	
			権者	
	電子記録債権	第 62 条の 2 関	電子債権記録機関が作成す	
		<u>係1</u>	る記録原簿に電子記録をしな	
			ければ発生又は譲渡の効力が	
			生じない金銭債権	
	(省略)	(省略)	(省略)	
Š	(省略)	(省略)	(省略)	
	不動産等	第 106 条関係 3	不動産、船舶、航空機、自動	
			車、建設機械、小型船舶、債権	
			又は電話加入権以外の無体財	

改 正 前

主要省略用語一覧表

[備考]

- 1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。
- 2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印 を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。

索引	省略用語	条 項	省略された用語
L	(同左)	(同左)	(同左)
	社債等振替法	第 2 条関係 25	社債等の振替に関する法律
		の(注)2	
	(同左)	(同左)	(同左)
	上場された有	○第 109 条関係 5	金融商品取引所の市場にお
	価証券等	の(注)3	いて、売買の対象とされている
			有価証券、株式等
	(同左)	(同左)	(同左)
て	(同左)	(同左)	(同左)
	抵当権者等	○第 53 条関係 22	抵当権者、質権者又は先取特
			権者
	(新設)	(新設)	(新設)
	(同左)	(同左)	(同左)
Š	(同左)	(同左)	(同左)
	不動産等	第 106 条関係 3	不動産、船舶、航空機、自動
			車、建設機械、小型船舶、債権
			又は電話加入権以外の無体財

改 正 後					改正前	Ţ	
			産権等				産権等
	<u>振替業</u>	○第 73 条の 2 関	社債等の振替に関する業務		(新設)	(新設)	(新設)
		係2の街1					
	振替社債等	第73条の2関	社債株式等振替法第2条第1		振替社債等	第 2 条関係 25	社債等振替法第2条第1項
		<u>係 1</u>	項《定義》に規定する社債等の			<u>の(注)2</u>	《定義》に規定する社債等の
			うちその権利の帰属が振替口				ちその権利の帰属が振替口座
			座簿の記載又は記録により定				簿の記載又は記録により定ま
			まるとされるもの				るとされるもの
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
ほ	(省略)	(省略)	(省略)	ほ	(同左)	(同左)	(同左)
	保全規則	第 55 条関係	民事保全規則		保全規則	第 55 条関係	民事保全規則
		<u>10 Ø(2)−2</u>				<u>10 ∅(4)</u>	
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)

正 前 改

第2条関係 定義

第2条関係 定義

消費税等

- 5 法第2条第3号の「消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税 及び石油石炭税」には、これらの税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び延滞税並 びに消費税に係る重加算税が含まれる(通則法第69条、第60条第4項)。
 - (注) 消費税等(消費税を除く。) については、重加算税は課されないことに留意する (通則法第68条第4項)。

(強制執行)

25 法第2条第12号の「強制執行」とは、民事執行法(以下「執行法」という。)、民 | 25 法第2条第12号の「強制執行」とは、民事執行法(以下「執行法」という。)、民 事執行規則(以下「執行規則」という。)、鉄道抵当法、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は 運河法の規定により、請求権の目的たる給付を執行機関たる執行裁判所又は執行官によ って強制的に実現するための手続をいう。

(注)1 (省略)

2 航空機、自動車、建設機械、小型船舶、電子記録債権及び振替社債等の強制執行 又は担保権の実行としての競売の手続は、執行規則で定めることになっている(航 空法第8条の4、道路運送車両法第97条、建設機械抵当法第26条、小型船舶の登 録等に関する法律(以下「小型船舶登録法」という。) 第27条、電子記録債権法 第49条、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債株式等振替法」という。) 第 280 条)。

消費税等

- 5 法第2条第3号の「消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及 び石油石炭税」には、これらの税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び延滞税並び に消費税に係る重加算税が含まれる(通則法第69条、第60条第4項)。
 - (注) 消費税等(消費税を除く。) については、重加算税は課されないことに留意する (通則法第68条第4項)。

(強制執行)

事執行規則(以下「執行規則」という。)、鉄道抵当法、軌道ノ抵当ニ関スル法律又は 運河法の規定により、請求権の目的たる給付を執行機関たる執行裁判所又は執行官によ って強制的に実現するための手続をいう。

(注)1 (同左)

2 航空機、自動車、建設機械、小型船舶、預託株券等(株券等の保管及び振替に関 する法律(以下「株券等保管振替法」という。) 第14条第1項《保管振替機関へ の預託》(同法第39条、第39条の2、第39条の5、第39条の7、第39条の9及 び第39条の10において準用する場合を含む。)の規定により保管振替機関に預託 された株券その他の有価証券をいう。以下同じ。)及び振替社債等(社債等の振替 に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第1項《定義》の社債等の うちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの をいう。以下同じ。)の強制執行又は担保権の実行としての競売の手続は、執行規 則で定めることになっている(航空法第8条の4、道路運送車両法第97条、建設機 械抵当法第26条、小型船舶の登録等に関する法律(以下「小型船舶登録法」とい う。)第 27 条、株券等保管振替法第 38 条、社債等振替法第 130 条)。

第11条関係 強制換価の場合の消費税等の優先

優先徴収

(移出)

- 2 法第11条の「移出」とは、それぞれ次に掲げる場合の移出をいう。
- (1) 酒税法第6条の3第1項第4号《酒類等の製造場に現存する酒類等が公売等により 換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合
 - (注) 酒税法第28条第1項《未納税移出》の規定の適用を受けて酒類製造者が酒類の 製造場から移出する酒類については、上記に該当することはない(同法第6条の3 第1項ただし書)。
- (2) たばこ税法第6条第3項《製造たばこの製造場に現存する製造たばこが公売等によ り換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合
- (3) 揮発油税法第5条第3項《揮発油の製造場に現存する揮発油が公売等により換価さ れた場合のみなし移出》の規定に該当する場合(地方揮発油税法第7条第1項参照)
- (4) 地方揮発油税法第7条第1項《徴収》の規定により揮発油税に併せて徴収する地方 揮発油税については、その揮発油について揮発油税法第5条第3項の規定に該当する 場合(地方揮発油税法第5条第1項参照)
- (5) 石油ガス税法第5条第3項《石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが公売等 により換価された場合のみなし移出)の規定に該当する場合
- (6) 石油石炭税法第5条第3項《原油及び石油製品等の採取場に現存する原油及び石油 製品等が公売等により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合

第14条関係 担保を徴した国税の優先

担保財産があるとき

(担保提供に関する規定)

1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものが 1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものが

改 正 前

第11条関係 強制換価の場合の消費税等の優先

優先徴収

(移出)

- 2 法第11条の「移出」とは、それぞれ次に掲げる場合の移出をいう。
- (1) 酒税法第6条の3第1項第4号《酒類等の製造場に現存する酒類等が公売等により 換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合
 - (単) 酒税法第28条第1項《未納税移出》の規定の適用を受けて酒類製造者が酒類の 製造場から移出する酒類については、上記に該当することはない(同法第6条の3) 第1項ただし書)。
- (2) たばこ税法第6条第3項《製造たばこの製造場に現存する製造たばこが公売等によ り換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合
- (3) 揮発油税法第5条第3項《揮発油の製造場に現存する揮発油が公売等により換価さ れた場合のみなし移出》の規定に該当する場合(地方道路税法第7条第1項参照)
- (4) 地方道路税法第7条第1項《徴収》の規定により揮発油税に併せて徴収する地方道 路税については、その揮発油について揮発油税法第5条第3項の規定に該当する場合 (地方道路税法第5条第1項参照)
- (5) 石油ガス税法第5条第3項《石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが公売等 により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合
- (6) 石油石炭税法第5条第3項《原油及び石油製品等の採取場に現存する原油及び石油 製品等が公売等により換価された場合のみなし移出》の規定に該当する場合

第14条関係 担保を徴した国税の優先

担保財産があるとき

(担保提供に関する規定)

ある。

(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合

通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、租税特別措置法第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予》、通則法第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、消費稅法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒稅法第30条の6《納期限の延長》、たばこ稅法第22条《納期限の延長》、揮発油稅法第13条《納期限の延長》、地方揮発油稅法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス稅法第20条《納期限の延長》、石油石炭稅法第18条《納期限の延長》、所得稅法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所得稅額の延納》、相続稅法第38条第4項《相続稅及び贈与稅の延納の場合の担保提供》

(2) 保全担保の提供命令の場合

法第 158 条第 1 項及び第 4 項《保全担保の提供命令》、酒税法第 31 条第 1 項前段《保全担保の命令》、たばこ税法第 23 条第 1 項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第 18 条第 1 項《保全担保の提供命令》、地方揮発油税法第 8 条第 2 項《保全担保の提供命令》、航空機燃料税法第 16 条第 1 項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第 21 条第 1 項《保全担保の提供命令》、石油石炭税法第 19 条第 1 項《保全担保の提供命令》、印紙税法第 15 条第 1 項《保全担保の提供命令》

(3) 繰上保全差押え等の場合

通則法第 38 条第 4 項《繰上保全差押えの場合の法第 159 条第 4 項の準用》、法第 159 条第 4 項《保全差押えの場合の担保提供》

(4) その他特殊な場合

通則法第51条第1項《増担保の提供命令等》、第105条第3項及び第5項《不服申立てをした者の担保の提供》、輸徴法第7条第5項《内国消費税の納付前に郵便物を受け取る場合の担保の提供》、第9条第2項《輸入の許可前における引取りの場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第10条第2項《保税工場外における保税

ある。

(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合

通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、租税特別措置法第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予》、通則法第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方道路税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保提供》

(2) 保全担保の提供命令の場合

法第 158 条第 1 項及び第 4 項《保全担保の提供命令》、酒税法第 31 条第 1 項前段《保全担保の命令》、たばこ税法第 23 条第 1 項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第 18 条第 1 項《保全担保の提供命令》、地方道路税法第 8 条第 2 項《保全担保の提供命令》、抗空機燃料税法第 16 条第 1 項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第 21 条第 1 項《保全担保の提供命令》、石油石炭税法第 19 条第 1 項《保全担保の提供命令》、印紙税法第 15 条第 1 項《保全担保の提供命令》、印紙税法第 15 条第 1 項《保全担保の提供命令》

(3) 繰上保全差押え等の場合

通則法第38条第4項《繰上保全差押えの場合の法第159条第4項の準用》、法第159条第4項《保全差押えの場合の担保提供》

(4) その他特殊な場合

通則法第51条第1項《増担保の提供命令等》、第105条第3項及び第5項《不服申立てをした者の担保の提供》、輸徵法第7条第5項《内国消費税の納付前に郵便物を受け取る場合の担保の提供》、第9条第2項《輸入の許可前における引取りの場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第10条第2項《保税工場外における保税

改 正. 後

作業の場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第11条第4項《保税運送等の 場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第13条第4項《内国消費税を免除す る場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第16条の2第4項《外国貨物が保 税展示場内等で販売される場合の内国消費税額に相当する担保の提供》

第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先

登記、登録等をすることができる質権

(登記をすることができる質権)

る質権、地上権等を目的とする質権その他登記が第三者に対する対抗要件となっている 質権をいう。

(登録をすることができる質権)

23 法第15条第2項の「登録をすることができる質権」とは、無体財産権質、電話加入 権質、記名国債質、記名社債質、振替国債質、振替社債質その他登録が第三者に対する 対抗要件又は効力発生要件となっている質権をいう。

(電子記録をすることができる質権)

23-2 法第15条第2項の「電子記録債権法第2条第1項(定義)に規定する電子記録を することができる質権」とは、電子記録債権(第62条の2関係1参照)を目的とする 質権で、質権設定記録が効力発生要件となっているものをいう。

証明

(証明を必要としない質権)

24 登記(登録及び電子記録を含む。以下同じ。)をすることができる質権(22、23及び|24 登記(登録を含む。以下同じ。)をすることができる質権(22及び 23参照)につい 23-2 参照) については、質権者はその設定の事実を証明する必要がなく、徴収職員は 登記によりその設定の事実を確認しなければならない。

正 前

作業の場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第11条第4項《保税運送等の 場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第13条第4項《内国消費税を免除す る場合の内国消費税額に相当する担保の提供》、第16条の2第4項《外国貨物が保 税展示場内等で販売される場合の内国消費税額に相当する担保の提供》

第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先

登記又は登録をすることができる質権

(登記をすることができる質権)

22 法第 15 条第 2 項の「登記をすることができる質権」とは、土地、建物等を目的とす │ 22 法第 15 条第 2 項の「登記をすることができる質権」とは、土地、建物等を目的とす る質権、地上権等を目的とする質権その他登記が第三者に対する対抗要件となっている 質権をいう。

(登録をすることができる質権)

23 法第15条第2項の「登録をすることができる質権」とは、無体財産権質、電話加入 権質、記名国債質、記名社債質、振替国債質、振替社債質その他登録が第三者に対する 対抗要件又は効力発生要件となっている質権をいう。

(新設)

証明

(証明を必要としない質権)

ては、質権者はその設定の事実を証明する必要がなく、徴収職員は登記によりその設定 の事実を確認しなければならない。

改 正. 後 改 正 前

第24条関係 譲渡担保権者の物的納税責任

(第三債務者等に対する通知)

- 18 税務署長は、法第24条第4項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡 担保財産が次に掲げる財産であるときは、次に掲げる者に対し、納税者の財産としてし た差押えを同条第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなけ ればならない(同条第5項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。
 - (1) 第三者が占有する動産(法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規 定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶並びに無記名債権を 除く。) 又は有価証券 その第三者
 - (2) 債権(電話加入権、賃借権その他取り立てることができないもの、電子記録債権 及び権利の移転につき登記を要するものを除く。) 第三債務者
 - (3) 法第73条《電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期》の規定の適用を受け る財産(権利の移転につき登記を要するものを除く。) 第三債務者又はこれに準ず る者(以下「第三債務者等」という。)

滞納者について破産手続開始の決定があった場合

36 滞納者について破産手続開始の決定があったとしても、譲渡担保財産に係る譲渡担保 権者の管理処分権が破産管財人によって喪失されている場合(破産法第184条第2項、 第 185 条第 1 項、第 2 項)を除き、破産法第 43 条第 1 項《国税滞納処分等の取扱い》 の規定にかかわらず、譲渡担保財産に対する滞納処分を執行することができる。

第33条関係 無限責任社員の第二次納税義務

納税義務を負う者

(合名会社又は合資会社)

2 法第33条の「合名会社」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社をいい(会社 | 2 法第33条の「合名会社」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社をいい(会社

第24条関係 譲渡担保権者の物的納税責任

(第三債務者等に対する通知)

- 18 税務署長は、法第24条第4項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡 担保財産が次に掲げる財産であるときは、次に掲げる者に対し、納税者の財産としてし た差押えを同条第 3 項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなけ ればならない(同条第5項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。
- (1) 第三者が占有する動産(法第70条又は第71条《船舶、航空機等の差押え》の規 定の適用を受ける船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶並びに無記名債権を 除く。) 又は有価証券 その第三者
- (2) 債権(電話加入権、賃借権その他取り立てることができないもの、振替社債等及 び権利の移転につき登記を要するものを除く。) 第三債務者
- (3) 法第73条《電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期》の規定の適用を受け る財産(権利の移転につき登記を要するものを除く。) 第三債務者又はこれに準ず る者(以下「第三債務者等」という。)

(新設)

第33条関係 無限責任社員の第二次納税義務

納税義務を負う者

(合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人)

法第 576 条第 2 項、第 580 条第 1 項参照)、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいう(同法第 576 条第 3 項、第 580 条参照)。

(社員又は無限責任社員)

3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」とは、会社の債務につき、一定の条件の下 に、会社債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう(会社法第580条 第1項)。

(新入社員等の責任)

4 会社が成立した後に無限責任社員となった者(例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。)は、無限責任社員となる前に成立した会社の国税についても責任を負う(会社法第605条、第583条第1項)。

(退社した社員等の責任)

5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に成立した会社の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項)。

上記の予告については、合名会社<u>又は</u>合資会社の国税の納税義務が成立した後確定前においても、これをすることができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。

法第 576 条第 2 項、第 580 条第 1 項参照)、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいう(同法第 576 条第 3 項、第 580 条参照)。

また、無限責任中間法人とは、社員の全部が無限責任社員からなる中間法人をいう(中間法人法第2条第3号、第97条参照)。

(社員又は無限責任社員)

3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」とは、会社の債務につき、一定の条件の下に、会社債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう(会社法第580条第1項、中間法人法第97条)。

(新入社員等の責任)

4 会社が成立した後に無限責任社員となった者(例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。)は、無限責任社員となる前に成立した会社の国税についても責任を負う(会社法第605条、第583条第1項、中間法人法第97条の3)。

(退社した社員等の責任)

5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に成立した会社の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項、中間法人法第97条の5)。

上記の予告については、合名会社<u>若しくは</u>合資会社<u>又は無限責任中間法人</u>の国税の納税義務が成立した後確定前においても、これをすることができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。

(解散後の青任)

6 合名会社<u>又は</u>合資会社が解散した場合において、本店所在地において解散の登記をした後5年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後5年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第673条第1項)。

納税義務の範囲

(不足額との関係)

8 無限責任社員から徴収することができる金額は、合名会社<u>又は</u>合資会社から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税の全額であって、会社財産が徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限られない。

第34条関係 清算人等の第二次納税義務

納税義務の成立(第1項関係)

(法人が解散した場合)

1 法第34条第1項の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなし解散となったとき等をいう(民法第68条、会社法第471条、第472条、第641条、第824条、第833条、中小企業等協同組合法第62条、第82条の13、第106条第4項、宗教法人法第43条第1項、第2項、第81条第1項、会社更生法第178条、第218条等)。ただし、会社法第921条《吸収合併の登記》、第922条《新設合併の登記》、第919条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われない

(解散後の責任)

6 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が解散した場合において、本店所在 地において解散の登記をした後 5 年以内に納付通知書による告知又はその予告をしな かったときは、無限責任社員の責任は、その登記後 5 年(除斥期間)を経過した時に消 滅する(会社法第 673 条第 1 項、中間法人法第 121 条の 3)。

納税義務の範囲

(不足額との関係)

8 無限責任社員から徴収することができる金額は、合名会社<u>若しくは</u>合資会社<u>又は無限</u> 責任中間法人から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税の全額であっ て、会社財産が徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限 られない。

第34条関係 清算人等の第二次納税義務

納税義務の成立 (第1項関係)

(法人が解散した場合)

1 法第34条第1項の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなし解散となったとき等をいう(民法第68条、会社法第471条、第472条、第641条、第824条、第833条、中間法人法第9条の2、第81条、第83条、第84条、第108条、第110条、中小企業等協同組合法第62条、第82条の13、第106条第4項、宗教法人法第43条第1項、第2項、第81条第1項、会社更生法第178条、第218条等)。ただし、会社法第921条《吸収合併の登記》、第922条《新設合併の登記》、第919条《持分会社の種類の

改 正. 後

ので、「法人が解散した場合」には含まれない。

なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。

- (単1 法人が解散しないで事実上解散状態にある場合には、その法人の財産の分配等が されているときでも、法第34条の規定を適用することはできないが、法第39条《無 償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》、通則法第42条《債権者の代位及 び詐害行為の取消し》等の規定を適用できる場合がある。
- 2 (省略)

納税義務の範囲(第1項関係)

(責めに任ずる)

- 7 法第34条第1項ただし書の「責めに任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額 を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務 を負うことをいう。
 - (ii) 合名会社又は合資会社が解散した場合において、清算人及び残余財産の分配等を受 けた者が、無限責任社員に該当し、法第33条《無限責任社員の第二次納税義務》に 規定する第二次納税義務を負う場合には、法第34条第1項の規定は適用されない(法 第34条第1項かつこ書)。

第35条関係 同族会社の第二次納税義務

(1年以上前)

10 法第35条第1項の「1年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の1年前 │ 10 法第35条第1項の「1年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の1年前 の応当日以前に取得したものを除くことをいい、応当日の当日に取得したものも第二次 納税義務の対象から除かれる。この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期 限の特例》の規定は適用されない。

なお、滞納者が租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税 の納税猶予》の規定による納税の猶予を受けた贈与税を滞納している場合には、当該贈 正 前

変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法 人が解散した場合」には含まれない。

なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。

- (油) 法人が解散しないで事実上解散状態にある場合には、その法人の財産の分配等が されているときでも、法第34条の規定を適用することはできないが、法第39条《無 償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》、通則法第42条《債権者の代位及 び詐害行為の取消し》等の規定を適用できる場合がある。
- 2 (同左)

納税義務の範囲(第1項関係)

(責めに任ずる)

- 7 法第34条第1項ただし書の「責めに任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額 を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務 を負うことをいう。
 - (注) 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が解散した場合において、清算人 及び残余財産の分配等を受けた者が、無限責任社員に該当し、法第33条《無限責任 社員の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務を負う場合には、法第34条第1 項の規定は適用されない(法第34条第1項かっこ書)。

第35条関係 同族会社の第二次納税義務

(1年以上前)

の応当日以前に取得したものを除くことをいい、応当日の当日に取得したものも第二次 納税義務の対象から除かれる。この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期 限の特例》の規定は適用されない。

与税に係る法第 35 条の規定による第二次納税義務の適用に当たっては、当該贈与税に 係る贈与の前に取得したものが第二次納税義務の対象から除かれることに留意する(租 税特別措置法第 70 条の 7 第 14 項第 7 号)。

第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

(第三者に利益を与える処分)

5 法第39条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果(滞納者の身分上の一身専属権である権利の行使又は不行使の結果によるものを除く。)、第三者に利益を与えることとなる処分をいい、例えば、地上権、抵当権、賃借権等の設定処分、遺産分割協議(平成20.2.27東京高判参照)がある。この場合において、地上権等の設定により受けた反対給付(例えば、権利金、礼金等)があるときは、それが法第39条の「対価」に当たる。

第47条関係 差押えの要件

財産帰属の認定

(一般の帰属認定)

- 20 財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする (5 参照)。
 - (1) 動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること(民法第 186 条、会社 法第 131 条参照)。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと。 なお、有価証券の所持人が取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人である場合には、 その所持人の財産としてその有価証券を差し押さえることはできないこと。
 - (2) <u>登録国債</u>、振替社債等にあっては、登録又は記載若しくは記録名義が滞納者であること(国債ニ関スル法律第3条、<u>社債株式等振替法</u>第66条、第88条<u>、第128条</u>等)。
 - (注) 登録国債、振替社債等については、券面は発行されない。

改正前

第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

(第三者に利益を与える処分)

5 法第39条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果(滞納者の身分上の一身専属権である権利の行使又は不行使の結果によるものを除く。)、第三者に利益を与えることとなる処分をいい、例えば、地上権、抵当権、賃借権等の設定処分がある。この場合において、地上権等の設定により受けた反対給付(例えば、権利金、礼金等)があるときは、それが法第39条の「対価」に当たる。

第47条関係 差押えの要件

財産帰属の認定

(一般の帰属認定)

- 20 財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする (5 参照)。
 - (1) 動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること(民法第 186 条、会社 法第 131 条参照)。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと。 なお、有価証券の所持人が取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人である場合には、 その所持人の財産としてその有価証券を差し押さえることはできないこと。
 - (2) <u>登録公社債</u>、振替社債等にあっては、登録又は記載若しくは記録名義が滞納者であること(国債ニ関スル法律第3条、社債等振替法第66条、第88条)。
 - (注) 登録公社債、振替社債等については、券面は発行されない。

改 IE. 後

- (3) 登記された不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権、 地上権、鉱業権等の権利並びに特許権その他の無体財産権等については、登記の名 義人が滞納者であること。
- (4) 未登記の不動産所有権その他の不動産に関する権利及び未登録の著作権につ いては、その占有の事実、家屋補充課税台帳(又は家屋台帳)、土地補充課税 台帳(又は土地台帳)その他帳簿書類の記載等により滞納者に帰属すると認め られること。
- (5) 持分会社の社員の持分については、定款又は商業登記簿における社員の名義が滞 納者であること(会社法第 576 条第 1 項、第 908 条、第 912 条、第 913 条、第 914 条、第915条、商業登記法第94条、第111条、第118条等参照)。
- (6) 株式会社の株式(会社法第 214 条に基づき定款で株券を発行する旨の定めがある 株式及び社債株式等振替法による振替の対象となっている株式を除く。)について は、株主名簿における名義人が滞納者であること(会社法第121条、第130条第1 項)。
- (7) 債権(電子記録債権を除く。)については、借用証書、預金通帳、売掛帳そ の他取引関係帳簿書類等により、滞納者に帰属すると認められること。
 - (注) 電子記録債権については、記録原簿の記録名義が滞納者であること (電子記録 権法第9条)。

差押えの効力

(処分の禁止)

51 差押えは、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有するもの | 51 差押えは、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有するもの であり、差押え後におけるその財産の譲渡又は権利設定等の法律上の処分は、差押債権 者である国に対抗することができない。この場合において、差押えにより禁止される法 律上又は事実上の処分は、差押債権者である国に不利益となる処分に限られるから、例 えば、差押財産についての賃貸借契約の解除、差押財産の改良等の処分はこれに含まれ ない。

なお、債権(電子記録債権を除く。)の差押えに当たっては、法第62条第2項《債権

改 正 前

- (3) 登記された不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権、 地上権、鉱業権等の権利並びに特許権その他の無体財産権等については、登記の名 義人が滞納者であること。
- (4) 未登記の不動産所有権その他の不動産に関する権利及び未登録の著作権につ いては、その占有の事実、家屋補充課税台帳(又は家屋台帳)、土地補充課税 台帳(又は土地台帳)その他帳簿書類の記載等により滞納者に帰属すると認め られること。
- (5) 持分会社の社員の持分については、定款又は商業登記簿における社員の名義が滞 納者であること(会社法第 576 条第 1 項、第 908 条、第 912 条、第 913 条、第 914 条、第915条、商業登記法第94条、第111条、第118条等参照)。
- (6) 株式会社の株式(会社法第 214 条に基づき定款で株券を発行する旨の定めがある 株式を除く。)については、株主名簿における名義人が滞納者であること(会社法第 121条、第130条第1項)。
- (7) 債権については、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等に より、滞納者に帰属すると認められること。

差押えの効力

(処分の禁止)

であり、差押え後におけるその財産の譲渡又は権利設定等の法律上の処分は、差押債権 者である国に対抗することができない。この場合において、差押えにより禁止される法 律上又は事実上の処分は、差押債権者である国に不利益となる処分に限られるから、例 えば、差押財産についての賃貸借契約の解除、差押財産の改良等の処分はこれに含まれ ない。

なお、債権(振替社債等を除く。)の差押えに当たっては、法第62条第2項《債権差

差押えの手続》の規定により、処分禁止の趣旨を特に明示することとなっており、電子 記録債権及び振替社債等の差押えの場合においても同様である(法第62条の2第2項、 第73条の2第2項)。

第48条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止

(超過差押えの禁止の例外)

4-2 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》の 規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項 の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換 価に付しても買受人がいないときは、法第48条第1項の規定にかかわらず、当該担保 を提供した納税者の他の財産を差し押さえることができる(租税特別措置法第70条の 7 第 14 項第 7 号)。

なお、租税特別措置法第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税 猶予》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同 項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合及び同法第70条の7の4第1項《非 上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予》の規定による納税の猶予の担 保として同項に規定する特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の株式又は出 資が提供された場合も同様である(同法第70条の7の2第14項第7号、第70条の7 の4第11項)。

第49条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重

第三者の権利の保護

(第三者の権利)

3 法第49条の「第三者が有する権利」とは、第三者が有する質権、抵当権、先取特権 │3 法第49条の「第三者が有する権利」とは、第三者が有する質権、抵当権、先取特権、 (総財産にある一般の先取特権を除く。)、留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小 作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、実用

改 正 前

押の手続》の規定により、処分禁止の趣旨を特に明示することとなっており、振替社債 等の差押えの場合においても同様である(法第62条の2第2項)。

第48条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止

(新設)

第49条関係 差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重

第三者の権利の保護

(第三者の権利)

留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、 出版権、特許権についての専用実施権、実用新案権についての専用実施権、意匠権につ

新案権についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権等の権利をいう。

なお、上記の先取特権は、法第 50 条第 1 項 (第三者の権利の目的となっている財産 の差押換えの請求) に規定する先取特権に限られない。

第54条関係 差押調書

(債権)

3 法第54条第2号の「債権」とは、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいい、電話加入権、賃借権、法第73条の2《振替社債等の差押え》の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権は含まれない(第62条関係1参照)。

(振替社債等)

4-2 <u>法第54条第2号及び第3号の「第73条の2(振替社債等の差押え)の規定の適用</u>を受ける財産」とは、振替社債等(第73条の2関係1参照)をいう。

(債権等を差し押さえた場合)

16 債権を差し押さえた場合には、法第 62 条第 2 項《差し押さえた債権の処分禁止》の 規定により、その債権の取立てその他の処分(譲渡、期限の猶予、債務免除等)を禁止 する旨を差押調書の謄本に付記しなければならない(令第 21 条第 3 項第 1 号)。また、 電子記録債権又は振替社債等を差し押さえた場合には、その帰属が記録原簿又は振替口 座等の記載・記録によって定まることから、その取立てその他の処分のほか、電子記録 の請求又は振替若しくは 抹消の申請も禁止する旨を差押調書の謄本に付記しなければ ならない(令第 21 条第 3 項第 2 号、第 3 号)。この場合の付記については、別に定める ところによる。

第55条関係 質権者等に対する差押えの通知

改正前

いての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回 路配置利用権についての専用利用権等の権利をいう。

なお、上記の先取特権は、法第 50 条第 1 項 (第三者の権利の目的となっている財産 の差押換えの請求) に規定する先取特権に限られない。

第54条関係 差押調書

(債権)

3 法第54条第2号の「債権」とは、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいい、電話加入権、賃借権その他取り立てることができない債権は含まれない(第62条関係1参照)。

(新設)

(債権を差し押さえた場合)

16 債権<u>(振替社債等を除く。)</u>を差し押さえた場合には、法第62条第2項《差し押さえた債権の処分禁止》の規定により、その債権の取立てその他の処分(譲渡、期限の猶予、債務免除等)を禁止する旨を差押調書の謄本に付記しなければならない(令第21条第3項第1号)。また、振替社債等を差し押さえた場合には、その帰属が振替口座等の記載・記録によって定まることから、その取立てその他の処分のほか、振替又は抹消の申請も禁止する旨を差押調書の謄本に付記しなければならない(令第21条第3項第2号)。この場合の付記については、別に定めるところによる。

第55条関係 質権者等に対する差押えの通知

(仮差押え)

10 法第 55 条第 3 号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、破産法第 28 条《債務者の財産に関する保全処分》、民事再生法第 30 条第 1 項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、会社更生法第 28 条第 1 項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第 540 条第 1 項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、組織的犯罪処罰法第 42 条第 1 項《追徴保全命令》、第 67 条《国際共助手続による追徴保全命令》、麻薬特例法第 20 条《追徴保全命令》、第 23 条《組織的犯罪処罰法による共助等の例》、国際刑事裁判所協力法第 46 条《追徴保全命令》等の規定による仮差押えも含まれる。

この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行うが、追徴保全命令に基づく仮差押えは、検察官の命令により執行され(組織的犯罪処罰法第44条第1項、第67条第1項、麻薬特例法第20条第3項、第23条、国際刑事裁判所協力法第46条)、当該検察官の所属する検察庁に対応する裁判所が保全執行裁判所となる(組織的犯罪処罰法第44条第3項後段、麻薬特例法第20条第3項、国際刑事裁判所協力法第47条第1項)。

- (1) 動産又は有価証券 目的物の所在地を管轄する地方裁判所所属の執行官(保全法 第49条第1項、執行官法第4条)
- (2) 債権<u>(電子記録債権を除く。)</u> 仮差押命令を発した裁判所(保全法第50条第2項)
- (2)-2 <u>電子記録債権 仮差押命令を発した裁判所(民事保全規則(以下「保全規則</u> という。)第42条の2第2項、保全法第50条第2項)
- (3) 不動産 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所(保全法第47条第2項)。強制管理の方法による仮差押えの執行については、不動産の所在地を管轄する地方裁判所(保全法第47条第5項、執行法第44条第1項)
- (4) 船舶又は航空機 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、 仮差押命令を発した裁判所(保全法第48条第2項、保全規則第34条)。執行官に対

(仮差押え)

10 法第 55 条第 3 号の「仮差押え」とは、裁判所の決定に係る仮差押えをいい、保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、破産法第 28 条《債務者の財産に関する保全処分》、民事再生法第 30 条第 1 項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、会社更生法第 28 条第 1 項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第 540 条第 1 項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、組織的犯罪処罰法第 42 条第 1 項《追徴保全命令》、第 67 条《国際共助手続による追徴保全命令》、麻薬特例法第 20 条《追徴保全命令》、第 23 条《組織的犯罪処罰法による共助等の例》、国際刑事裁判所協力法第 46 条《追徴保全命令》等の規定による仮差押えも含まれる。

この仮差押えの執行は、次に掲げる財産ごとに、それぞれの執行機関が行うが、追徴保全命令に基づく仮差押えは、検察官の命令により執行され(組織的犯罪処罰法第 44 条第 1 項、第 67 条第 1 項、麻薬特例法第 20 条第 3 項、第 23 条、国際刑事裁判所協力法第 46 条)、当該検察官の所属する検察庁に対応する裁判所が保全執行裁判所となる(組織的犯罪処罰法第 44 条第 3 項後段、麻薬特例法第 20 条第 3 項、国際刑事裁判所協力法第 47 条第 1 項)。

- (1) 動産又は有価証券 目的物の所在地を管轄する地方裁判所所属の執行官(保全法 第49条第1項、執行官法第4条)
- (2) 債権 仮差押命令を発した裁判所(保全法第50条第2項)

- (3) 不動産 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所(保全法第47条第2項)。強制管理の方法による仮差押えの執行については、不動産の所在地を管轄する地方裁判所(保全法第47条第5項、執行法第44条第1項)
- (4) 船舶又は航空機 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、 仮差押命令を発した裁判所(保全法第48条第2項、民事保全規則(以下「保全規則」

して船舶国籍証書等又は航空機登録証明書等を取り上げて執行官に提出すべきことを命ずる方法による仮差押えの執行については、船舶又は航空機の所在地を管轄する地方裁判所(保全法第48条第2項、保全規則第34条)

(5) 自動車、建設機械又は小型船舶 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執 行については、仮差押命令を発した裁判所(保全規則第38条、第39条、保全法第 48条第2項)。執行官に対し自動車、建設機械又は小型船舶を取り上げて保管すべ き旨を命ずる方法による仮差押えの執行については、自動車、建設機械又は小型船 舶の所在地を管轄する地方裁判所(保全規則第38条、第39条、保全法第48条第2 項)

(削除)

- (7) 振替社債等 仮差押命令を発した裁判所(保全規則<u>第42条</u>第2項、保全法第50 条第2項)
- (8) (1)から(7)までに掲げる財産権以外の財産権 仮差押命令を発した裁判所(保全 法第50条第4項)

第62条関係 差押えの手続及び効力発生時期

(電子記録債権)

2 法第62条第1項の債権には、電子記録債権(第62条の2関係1参照)は含まれない。

電子記録債権の発生記録がされている債権

15-2 債権について電子記録債権の発生記録がされている場合には、その債権の差押え

改 正 前

という。) 第34条)。執行官に対して船舶国籍証書等又は航空機登録証明書等を取り上げて執行官に提出すべきことを命ずる方法による仮差押えの執行については、船舶又は航空機の所在地を管轄する地方裁判所(保全法第48条第2項、保全規則第34条)

- (5) 自動車、建設機械又は小型船舶 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執 行については、仮差押命令を発した裁判所(保全規則第38条、第39条、保全法第 48条第2項)。執行官に対し自動車、建設機械又は小型船舶を取り上げて保管すべ き旨を命ずる方法による仮差押えの執行については、自動車、建設機械又は小型船 舶の所在地を管轄する地方裁判所(保全規則第38条、第39条、保全法第48条第2 項)
- (6) <u>預託株券等</u> 仮差押命令を発した裁判所(保全規則第 42 条第 2 項、保全法第 50 条第 2 項)
- (7) 振替社債等 仮差押命令を発した裁判所 (保全規則<u>第42条の2</u>第2項、保全法第50条第2項)
- (8) (1)から(7)までに掲げる財産権以外の財産権 仮差押命令を発した裁判所(保全 法第50条第4項)

第62条関係 差押えの手続及び効力発生時期

(振替社債等)

- 2 <u>法第62条第1項の債権には、振替社債等は含まれない。</u>
- 社債等振替法第2条第1項《定義》の「社債等」とは、社債(新株予約権付社債を除く。)、国債、地方債、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、保険業法に規定する相互会社の社債、貸付信託の受益証券、特定目的信託の受益権等をいう。

改 正 後

改 正 前

は、次による。

- (1) 債務の弁済に代えて電子記録債権の発生記録がされている場合には、その債務 は弁済されたことになるから、その原因となった債権の差押えをすることはでき ない。この場合においては、その電子記録債権を、法第62条の2第1項《電子 記録債権の差押え》の規定により差し押さえる。
- (2) 債務の弁済のために電子記録債権の発生記録がされている場合には、本来の債務 と電子記録債権とが併存しているから、その電子記録債権とは別にその原因となっ た債権を差し押さえることができる。ただし、電子記録債権が時効その他の理由に より消滅するまでは、第三債務者は、電子記録債権の支払等記録がされなければ、 本来の債務の履行を拒むことができる(昭和13.11.19大判参照)。

なお、電子記録債権の発生記録について特に弁済に代える旨の意思表示がなかったときは、その電子記録債権は、債務の弁済のために発生記録がされたものと推定される(昭和3.2.15大判参照)。

登録国債の差押えの登録の嘱託

(削除)

- 37 登録国債を差し押さえたときは、日本銀行に対して差押えの登録を嘱託する。具体的 には、次に掲げる書類を日本銀行に送達することにより、差し押さえるものとする。
 - (1) 第三債務者を国とし、その代表者を財務大臣と記載した債権差押通知書
 - (2) 日本銀行をあて先とする登録国債差押登録嘱託書

差押えの登録の嘱託

(登録を要する債権)

37 法第62条第4項の「移転につき登録を要するもの」には、平成14年法律第65号による廃止前の社債等登録法第3条(登録をする場合)の規定により登録された社債のほか、地方債、特別の法令により設立された法人で会社でないものが発行する債券等で、同法第14条(地方債等への準用)において準用する同法第3条の規定に基づき登録されたものがある(これらについては、債券は発行されていない。同法第4条、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第3条)。

<u>なお、登録国債については、</u>次に掲げる書類を日本銀行に送達することにより、差し押さえるものとする。

- (1) 第三債務者を国とし、その代表者を財務大臣と記載した債権差押通知書
- (2) 日本銀行をあて先とする登録国債差押登録嘱託書

改 正 後	改正前
(削除)	(登録社債等の差押えの登録の嘱託)
	38 登録社債等を差し押さえたときは、社債等登録法施行令に定める手続に従って、関係
	機関(登録機関)に対して差押えの登録の嘱託をしなければならない(法第62条第4
	項)。この場合において、その登録社債等の発行機関が同令第1条(登録機関)に規定
	する登録機関と異なるときは、その発行機関に対して差押えの通知をするものとする
	(社債等登録法第5条、同法施行令第13条、第18条第1項)。
第 62 条の 2 関係 電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期	第 62 条の 2 関係 <u>振替社債等</u> の差押えの手続及び効力発生時期
差押手続	差押手続
(電子記録債権)	(第三債務者)
権法第2条第1項、第3条参照)。	
(注) 電子記録債権は、電子記録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権と	
は別個の金銭債権である(第 62 条関係 15-2 参照)。	
(電子債権記録機関)	(振替機関等)
2 法第62条の2第1項の「電子債権記録機関」とは、電子記録債権法第51条第1項《電	
子債権記録業を営む者の指定》の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう	情等振替法第 2 条第 5 項)。
(同法第2条第2項)。	(注)1 「振替機関」とは、社債等の振替に関する業務を行う者として主務大臣の指定を
	受けた株式会社をいい(同法第2条第2項、第3条第1項)、具体的には、株式会
	社証券保管振替機構が指定されている。
	<u> </u>
	2 「日産管理機関」とは、振管機関又は他の日産管理機関から社員等の振管を行う うための日座の開設を受けた上で、加入者のために日座を開設して振替業を行う
	者をいい (同法第2条第4項、第44条第1項、第45条)、具体的には証券会社、
	銀行等が該当する。

改 Œ. 後

(差押えの手続)

電子記録債権の差押えは、第三債務者及び電子債権記録機関に債権差押通知書を送達 3 して行う。

なお、債権差押通知書の送達を受けた電子債権記録機関は、遅滞なく、その差押え の電子記録をしなければならない(電子記録債権法第49条第1項)から、電子債権記 録機関に対して差押えの記録を嘱託する必要はない。

(削除)

(債権差押通知書)

4 法第62条の2第1項の「債権差押通知書」は、令第27条第2項各号《債権差押通知 | 5 法第62条の2第1項の「債権差押通知書」は、令第27条第2項各号《債権差押通知 書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第3条《書式》に規定する別紙第4号及び 第4号の2の書式による。

なお、第三債務者に対しては滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に 対しその履行をすべき旨を、電子債権記録機関に対しては電子記録債権につき電子記 改 正 前

(差押えの手続)

振替社債等の差押えは、第三債務者及び振替機関等に債権差押通知書を送達して行 う。

なお、振替機関等に対する振替口座簿への差押えの記載等の申請は必要がない(社 債等振替法第73条、第74条等参照)。

(注) 振替社債等は、社債等振替法により、社債券等の発行がされず(同法第67条第1 項、第89条第1項)、振替機関等の振替口座簿の記載又は記録により権利の帰属が 定まるものであり(同法第66条、第88条)、その譲渡は、振替の申請により、譲受 人が振替口座簿にその譲渡に係る金額の記載又は記録を受けなければその効力を生 じない (同法第73条、第98条)。

(振替国債の第三債務者)

- 4 振替国債の差押えは、第三債務者を国とし、その代表者を財務大臣と記載した債権差 押通知書を日本銀行に送達することにより行う。
 - (注)1 振替国債は、社債等振替法の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債 をいう (同法第88条)。
 - 2 元本部分と利息部分を分離することの申請ができる振替国債として財務大臣が 指定する分離適格振替国債(同法第90条第1項)については、元本と利息を分離 して流通させることができる。ただし、分離統合の申請は、金融機関等のうち財 務大臣が告示するものでなければ行うことができない(同法第93条、第94条、 分離適格振替国債の指定等に関する省令第4条)。

(債権差押通知書)

書の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第3条《書式》に規定する別紙第4号及び 第 4 号の 2 の書式による。

なお、第三債務者に対してはその履行を、振替機関等に対しては振替社債等の振替 又は抹消を禁じる旨を記載しなければならない。

改 正. 改 正 前

録を禁ずる旨を記載しなければならない(法第62条の2第2項、令第27条第2項第3 号、第4号)。

(差押調書)

電子記録債権を差し押さえたときは、法第 54 条《差押調書》の規定により、差押調 | 6 振替社債等を差し押さえたときは、法第 54 条《差押調書》の規定により、差押調書 書を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、電子記録債権の取立てその 他の処分を禁ずる旨のほか、電子記録債権の電子記録の請求を禁ずる旨を付記しなけれ ばならない(法第62条の2第2項、令第21条第3項第2号)。

差押えの効力

(効力発生の時期)

- 電子記録債権の差押えは、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時にその | 7 振替社債等の差押えは、債権差押通知書が振替機関等に送達された時にその効力が生 効力が生ずるが、第三債務者との関係においては、債権差押通知書が第三債務者に送達 された時にその効力が生ずる(法第62条の2第3項)。この場合において、滞納者に対 する差押調書の謄本の交付は、差押えの効力発生要件ではないが、法第54条《差押調 書》の規定により、滞納者に交付しなければならないことに留意する。
 - (注) 振替社債等の差押えは、債権差押通知書が振替機関等に送達された時にその効力 が生ずることとされ(法第73条の2第3項)、電子記録債権のように第三債務者に 対する差押えの効力発生時期は別に設けられていない。

(差押えの効力)

7 電子記録債権の差押えにより、滞納者はその電子記録債権の取立てその他の処分又は 8 振替社債等の差押えにより、滞納者はその振替社債等の取立てその他の処分又は振替 電子記録の請求が禁止され、第三債務者はその電子記録債権の履行が禁止され、電子債 権記録機関はその電子記録債権に係る電子記録が禁止される(法第62条の2第2項、 令第27条第2項第3号、第4号)。

(差押調書)

を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、振替社債等の取立てその他の 処分を禁ずる旨のほか、振替社債等の振替又は抹消の申請を禁ずる旨を付記しなければ ならない(法第62条の2第2項、令第21条第3項第2号)。

差押えの効力

(効力発生の時期)

ずる(法第62条の2第3項)。この場合において、滞納者に対する差押調書の謄本の交 付及び第三債務者に対する債権差押通知書の交付は、差押えの効力発生要件ではない が、法第54条《差押調書》及び第62条の2第1項の規定により、滞納者及び第三債務 者に交付しなければならないことに留意する。

(差押えの効力)

- 若しくは抹消の申請が禁止され、第三債務者はその振替社債等の履行が禁止され、振替 機関等はその振替社債等の振替又は抹消が禁止される(法第62条の2第2項、令第27 条第2項第3号、第4号)。
- (注)1 徴収職員は、差し押さえた振替社債等の取立てを行うことができる(法第67条 第1項)。この場合において、徴収職員は、その発行者から償還を受けるのと引き 換えに、その振替社債等の抹消を振替機関等に対して申請する必要がある(社債

改 正 後

改 正 前

等振替法第71条、第96条等)。

2 徴収職員は、差し押さえた振替社債等のうち、弁済期が取立てを行おうとする 時から6月以内に到来しないもの及び取立てを行うことが著しく困難であると認 められるものは、換価することができる(法第89条第2項)。この場合において、 徴収職員は、振替機関等に対し、滞納者の口座から買受人の口座への振替申請を 行う必要がある(社債等振替法第70条、第95条等)。

第64条関係 抵当権等により担保される債権の差押え

第64条関係 抵当権等により担保される債権の差押え

債権差押えの登記の嘱託

(登記の嘱託)

1 抵当権(根抵当権を含む。以下3及び4において同じ。昭和55.12.24 付民三第7176 号法務省民事局長通達)又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保 される債権を差し押さえた場合(債権差押え後に、その債権を被担保債権として担保権 が設定された場合を含む。昭和42.1.30 付民事甲第206 号法務省民事局長通達)には、 税務署長は、債権差押えの登記を関係機関に嘱託する。この関係機関については、第 68条関係36、第70条関係5、第71条関係6、第72条関係15及び第73関係52と同様 (電子記録債権については質権設定記録がされている電子債権記録機関(第62条の2 関係2参照))である。この債権差押えの登記は、担保権の登記の付記登記としてなさ れる(不動産登記規則第3条第4号)。

なお、債権差押えの登記は、債権差押えの効力発生要件ではないが、その登記をする ことにより、その抵当権、質権又は先取特権に差押えの効力が及んでいることについて 対抗要件を具備することとなる。

(注)1 登記の嘱託とは、官公署が法令の規定に従って関係機関に対して登記の依頼を行うことをいう。嘱託による登記の手続には、原則として申請による登記に関する規定が準用される(不動産登記法第16条第2項、船舶登記令第35条、航空機登録令第8条、自動車登録令第9条、建設機械登記令第16条、<u>電子記録債権法第4条</u>、特許登録令第15条等)。

債権差押えの登記の嘱託

(登記の嘱託)

1 抵当権(根抵当権を含む。以下3及び4において同じ。昭和55.12.24 付民三第7176 号法務省民事局長通達)又は登記することができる質権若しくは先取特権によって担保 される債権を差し押さえた場合(債権差押え後に、その債権を被担保債権として担保権 が設定された場合を含む。昭和42.1.30 付民事甲第206 号法務省民事局長通達)には、 税務署長は、債権差押えの登記を関係機関に嘱託する。この関係機関については、第 68条関係36、第70条関係5、第71条関係6、第72条関係15及び第73関係52と同様 である。この債権差押えの登記は、担保権の登記の付記登記としてなされる(不動産登 記規則第3条第4号)。

なお、債権差押えの登記は、債権差押えの効力発生要件ではないが、その登記をする ことにより、その抵当権、質権又は先取特権に差押えの効力が及んでいることについて 対抗要件を具備することとなる。

(注)1 登記の嘱託とは、官公署が法令の規定に従って関係機関に対して登記の依頼を行うことをいう。嘱託による登記の手続には、原則として申請による登記に関する規定が準用される(不動産登記法第16条第2項、船舶登記令第35条、航空機登録令第8条、自動車登録令第9条、建設機械登記令第16条、<u>小型船舶登録令第6条</u>、特許登録令第15条等)。

2 動産・債権譲渡特例法第4条第1項《債権の譲渡の対抗要件の特例等》に規定する債権譲渡登記ファイルに質権の設定登記がされた債権については、法第64条の規定は適用されない。

第67条関係 差し押さえた債権の取立て

(電子記録債権の取立手続)

6-2 <u>差し押さえた電子記録債権を取り立てた場合には、税務署長は電子債権記録機関に</u> 対して支払等記録を嘱託する(電子記録債権法第4条、第25条第1項)。

なお、第三債務者が電子記録債権の支払と引換えに支払等記録をすることについて 税務署長の承諾を求めた場合には、取立てによる支払等記録の嘱託に代えて、これを 承諾する(同条第3項)。

第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期

第三債務者等がある無体財産権等

1 法第73条第1項の規定により差し押さえる財産は、電話加入権、合名会社の社員の持分のほか第三債務者等がある無体財産権等であり、おおむね次の財産がこれに該当する。

(1)~(13) (省略)

(14) 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権

(14)-2~(17) (省略)

(削除)

(19)・(20) (省略)

改正前

2 動産・債権譲渡特例法第4条第1項《債権の譲渡の対抗要件の特例等》に規定する債権譲渡登記ファイルに質権の設定登記がされた債権については、法第64条の規定は適用されない。

第67条関係 差し押さえた債権の取立て

(新設)

第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期

第三債務者等がある無体財産権等

1 法第73条第1項の規定により差し押さえる財産は、電話加入権、合名会社の社員の 持分のほか第三債務者等がある無体財産権等であり、おおむね次の財産がこれに該当する。

(1)~(13) (同左)

(14) 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権<u>並びに</u>育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権

(14)-2~(17) (同左)

(18) 預託株券等

(19)・(20) (同左)

改 正. 後 改 正 前

(振替社債等)

2-2 法第73条《電話加入権等の差押え》の規定の適用を受ける財産には、振替社債等(第 73条の2関係1参照) は含まれない。

株式

(意義)

を細分化して均等な割合的地位の形式にしたものをいう。

また、株式については、譲渡し、又は質入れすることができる(会社法第 127 条、 第146条第1項)が、株主名簿に記載又は記録しなければ、株式会社その他の第三者 に対抗することができない(同法第130条第1項、第147条第1項)。

なお、社債株式等振替法による振替の対象となっている株式の差押えに当たっては、 振替社債等として差し押さえ、株券発行会社(同法第117条第6項に規定する株券を 発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。)の株式の差押えに当たっては、株式 を差し押さえるのではなく、次に掲げるところによる。

- (1) 株券を発行している場合 当該株券を有価証券として差し押さえる。
- (2) 株券が未発行の場合 その株式会社を第三債務者として株券交付請求権を差し押 さえ、株券の交付を受けた上で、その株券を有価証券として差し押さえる。 (削除)

(特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権)

45-2 1の(14)に掲げる「特許権を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」 とは、特許を受ける権利を有する者以外の者がその特許を受ける権利を利用することが できる権利をいう(特許法第34条の2、第34条の3参照)。これらの仮専用実施権及 び仮通常実施権は差し押さえることができるが、その特許出願に係る発明の実施の事業 とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき 専用実施権についての仮通常実施権にあっては、特許を受ける権利を有する者及び仮専

株式

(意義)

(新設)

35 1の(10)に掲げる「株式」とは、株式会社における出資者である社員(株主)の地位 | 35 1の(10)に掲げる「株式」とは、株式会社における出資者である社員(株主)の地位 を細分化して均等な割合的地位の形式にしたものをいう。

> また、株式については、譲渡し、又は質入れすることができる(会社法第 127 条、 第146条第1項)が、株主名簿に記載又は記録しなければ、株式会社その他の第三者 に対抗することができない(同法第130条第1項、第147条第1項)。

> なお、株券発行会社(同法第 117 条第 6 項に規定する株券を発行する旨の定款の定 めがある株式会社をいう。)の株式の差押えに当たっては、株式を差し押さえるのでは なく、次に掲げるところによる。

- (1) 株券を発行している場合 当該株券を有価証券として差し押さえる。
- (2) 株券が未発行の場合 その株式会社を第三債務者として株券交付請求権を差し押 さえ、株券の交付を受けた上で、その株券を有価証券として差し押さえる。
- (3) 株券が株券等保管振替法により預託されている場合 預託株券の共有持分を差し 押さえる (51 参照)。

改 正 前

用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合を除いては、移転する ことができない(同法第34条の2第3項、第34条の3第4項)。

なお、仮専用実施権又は仮通常実施権に対する差押えの効力は、特許権が登録された 後の専用実施権又は通常実施権には及ばない(同法34条の2第6項、第34条の3第7 項参照)。

共有専用実施権等

46 1 の(14)に掲げる「特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」の共有持分の譲渡については、他の共有者の同意を必要とする(特許法第73条、第77条第5項、第94条第6項、第33条第3項、第34条の2第8項、第34条の3第9項、実用新案法第18条第3項、第19条第3項、意匠法第27条第4項、第28条第3項、商標法第30条第4項、第31条第4項、種苗法第23条、第25条第5項、第29条第4項、半導体集積回路配置法第14条、第16条第5項、第17条第5項)。

(削除)

差押手続

(第三債務者等)

52 法第73条の「第三債務者等」とは、おおむね次に掲げる者をいう。

(1)~(16) (省略)

(16)-2 特許を受ける権利についての仮専用実施権又は仮通常実施権については、特許

共有専用実施権等

46 1 の(14)に掲げる「特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権<u>並びに</u>育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権」の共有持分の譲渡については、他の共有者の同意を必要とする(特許法第73条、第77条第5項、第94条第6項、実用新案法第18条第3項、第19条第3項、意匠法第27条第4項、第28条第3項、商標法第30条第4項、第31条第4項、種苗法第23条、第25条第5項、第29条第4項、半導体集積回路配置法第14条、第16条第5項、第17条第5項)。

預託株券等

51 1の(18)に掲げる「預託株券等」とは、株券等保管振替法の規定により、参加者(証券会社等)又は保管振替機関に預託された株券等をいう。預託された株券等の所有権は、参加者口座又は顧客口座への記載に伴い預託株券等の共有持分に転化する(株券等保管振替法第24条)ことから、第三債務者等のある無体財産権として差し押さえる(民事執行規則第150条の2、第150条の3参照)。

差押手続

(第三債務者等)

52 法第73条の「第三債務者等」とは、おおむね次に掲げる者をいう。

(1)~(16) (同左)

改 正 後

改正前

を受ける権利を有する者又は仮専用実施権者

(17)~(19) (省略)

(削除)

(21)・(22) (省略)

差押えの効力

57 法第73条第1項の規定による差押えの効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずるが(法第73条第2項)、その権利の移転につき登記を要するものについては、差押通知書が第三債務者等に送達される前に差押えの登記がされた場合には、その差押えの登記がされた時に差押えの効力が生ずる(法第73条第3項、第72条第4項)。ただし、特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権については、差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる(法第73条第4項、第72条第5項、特許法第98条第1項、第34条の4第1項、実用新案法第18条第3項、意匠法第27条第4項、商標法第30条第4項、種苗法第32条第1項、半導体集積回路配置法第21条第1項参照)。

第73条の2関係 振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期

差押手続

(振替社債等)

- 1 法第54条第2号及び第3号の「第73条の2(振替社債等の差押え)の規定の適用を 受ける財産」とは、社債株式等振替法第2条第1項《定義》に規定する社債等のうちそ の権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるとされるもの(以下「振替社債 等」という。)をいう(同法第66条、第88条、第128条等参照)。
 - (選) 社債株式等振替法第2条第1項《定義》の「社債等」とは、社債(新株予約権付 社債を除く。)、国債、地方債、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資 法人債、保険業法に規定する相互会社の社債、貸付信託法に規定する貸付信託の受

(17)~(19) (同左)

(20) 預託株券等については、株式会社証券保管振替機構又は参加者

(21)・(22) (同左)

差押えの効力

57 法第73条第1項の規定による差押えの効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずるが(法第73条第2項)、その権利の移転につき登記を要するものについては、差押通知書が第三債務者等に送達される前に差押えの登記がされた場合には、その差押えの登記がされた時に差押えの効力が生ずる(法第73条第3項、第72条第4項)。ただし、特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権並びに育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権については、差押えの登録がされた時に差押えの効力が生ずる(法第73条第4項、第72条第5項、特許法第98条第1項、実用新案法第18条第3項、意匠法第27条第4項、商標法第30条第4項、種苗法第32条第1項、半導体集積回路配置法第21条第1項参照)。

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
益権、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権、株式、新株予	
<u>約権、新株予約権付社債等をいう。</u>	
	(新設)
2 <u>法第73条の2第1項の「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいう(社</u>	
債株式等振替法第2条第5項)。	
<u>(注)1</u> 「振替機関」とは、社債等の振替に関する業務(以下「振替業」という。)を営	
む者として主務大臣の指定を受けた株式会社をいい(同法第2条第2項、第3条	
第1項)、具体的には、株式会社証券保管振替機構が指定されている。ただし、社	
債等のうち国債に係る振替業を営む者については、日本銀行が指定されている(同	
<u>法第 47 条第 1 項)。</u>	
2 「口座管理機関」とは、振替機関又は他の口座管理機関から社債等の振替を行	
<u>うための口座の開設を受けた上で、加入者のために口座を開設して振替業を行う</u>	
者をいい (同法第2条第4項、第44条第1項、第45条)、具体的には証券会社、	
銀行等が該当する。_	
(差押えの手続)	(新設)
3 振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者及び振替機関等に差押通知書を送達して	
<u>行う。</u>	
なお、振替機関等に対する振替口座簿への差押えの記載又は記録の申請は必要がな	
い(社債株式等振替法第73条、第74条等参照)。	
(注) 振替社債等は、社債株式等振替法により、社債券等の発行がされず(同法第 67	
条第1項、第89条第1項、第128条第1項等)、振替機関等の振替口座簿の記載又	
は記録により権利の帰属が定まるものであり(同法第 66 条、第 88 条、第 128 条第	
1項等)、その譲渡は、振替の申請により、譲受人が振替口座簿にその譲渡に係る金	
額の記載又は記録を受けなければその効力を生じない(同法第73条、第98条、第	

140 条等)。

改 正 後	改 正 前
(振替国債の発行者)	(新設)
4 振替国債の差押えは、発行者を国とし、その代表者を財務大臣と記載した差押通知書	
を日本銀行に送達することにより行う。	
(注)1 振替国債とは、社債株式等振替法の適用を受けるものとして財務大臣が指定し	
た国債で振替機関が取り扱うものをいう(同法第88条)。	
2 元本部分と利息部分を分離することの申請ができる振替国債として財務大臣が	
指定する分離適格振替国債(同法第90条第1項)については、元本部分と利息部	
分に分離して流通させることができる。ただし、元利分離又は元利統合の申請は、	
金融機関等のうち財務大臣が告示するものでなければ行うことができない(同法	
第93条、第94条、分離適格振替国債の指定等に関する省令第4条)。	
(差押通知書)	(新設)
5 法第73条の2第1項の「差押通知書」は、令第30条第3項各号《差押通知書の記載	
事項》に掲げる事項を記載した規則第3条《書式》に規定する別紙第6号の2及び第6	
号の3の書式による。	
なお、発行者に対しては滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対し	
その履行をすべき旨を、振替機関等に対しては振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨	
を記載しなければならない(法第73条の2第2項、令第30条第3項第4号、第5号)。	
(差押調書)	(新設)
6 振替社債等を差し押さえたときは、法第54条《差押調書》の規定により、差押調書	
を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、振替社債等の取立てその他の	
処分を禁ずる旨のほか、振替社債等の振替又は抹消の申請を禁ずる旨を付記しなければ	
ならない (法第73条の2第2項、令第21条第3項第3号)。	
差押えの効力	(新設)
(効力発生の時期)	(新設)
7 振替社債等の差押えは、差押通知書が振替機関等に送達された時にその効力が生ずる	

改 正 後	改 正 前
(法第73条の2第3項)。この場合において、滞納者に対する差押調書の謄本の交付及	- 114 114
び振替社債等の発行者に対する差押通知書の交付は、差押えの効力発生要件ではない	
が、法第54条《差押調書》及び第73条の2第1項の規定により、滞納者及び振替社債	
等の発行者に交付しなければならないことに留意する。	
(注) 電子記録債権の差押えは、第三債務者との関係においては、債権差押通知書が第	
三債務者に送達された時にその効力が生ずる(法第62条の2第3項)。	
二頁仍有に反注で40亿的でで50分///21 f 3 (区第 02 未 07 2 第 6 項)。	
(差押えの効力)	(新設)
8 振替社債等の差押えにより、滞納者はその振替社債等の取立てその他の処分又は振替	(701 BZ)
若しくは抹消の申請が禁止され、発行者はその振替社債等の履行が禁止され、振替機関	
等はその振替社債等の振替又は抹消が禁止される(法第73条の2第2項、令第30条第	
3 項第 4 号、第 5 号)。	
<u> </u>	
(取立手続)	(新設)
9 徴収職員は、差し押さえた振替社債等のうち、社債、国債、地方債に係る償還請求権、	(VI) BAY
受益権等に係る受益債権等の取立てを行うことができる(法第73条の2第4項、第67	
条第1項)。この場合において、徴収職員は、その発行者からの償還と引換えに、その	
振替社債等の抹消を振替機関等に対して申請する必要がある(社債株式等振替法第 71	
条、第 96 条等)。	
担保物処分の場合	(新設)
10 通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定により、担保として提供された通則令第	
16条第1項《担保提供手続》に規定する振替株式等を滞納処分の例により差し押さえる	
場合には、差押通知書は、振替株式等の発行者及び税務署長が質権設定のために振替株	
式等の口座の開設を受けている口座管理機関に送達する。	
第 76 条関係 給与の差押禁止	第 76 条関係 給与の差押禁止

改 正 後

給料等の差押禁止とその範囲

(これらの性質を有する給与)

1 法第 76 条第 1 項の「これらの性質を有する給与」とは<u>、役員報酬</u>、超過勤務手当、 扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等をいう。

第82条関係 交付要求の手続

交付要求ができる国税

1 法第82条第1項の「滞納」とは、法第2条第9号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。

なお、同項の「滞納に係る国税」については、次のことに留意する。

- (1) 督促(納付催告書による督促を含む。)をしていない国税についても、交付要求を することができる。
- (2) 納税の猶予又は徴収の猶予に係る国税について、その猶予期間内であっても、交付要求をすることができる(通則法第48条第1項参照)。
- (3) 滞納者の財産について差押えをした後、滞納者が死亡したときは、その差押えを 受けた財産を相続した相続人の固有の滞納国税について、交付要求をすることがで きる。
- (4) 国税につき徴している第三者の担保財産を滞納処分の例により処分する場合に は、その差押え時における第三者の国税につき交付要求をすることができる。

なお、担保権の設定時において納税者に帰属していたが、差押え時には第三者に 帰属している財産も上記の第三者の財産に含まれる。

(5) 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予》、 法第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予》又は第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予》の 規定による納税の猶予を受けている納税者から、同法第70条の7第17項、第70条 の7の2第17項又は第70条の7の4第12項に規定する免除申請書の提出があった 場合には、当該申請書において免除を受けようととする贈与税又は相続税について 改 正 前

給料等の差押禁止とその範囲

(これらの性質を有する給与)

1 法第76条第1項の「これらの性質を有する給与」とは、超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等をいう。

第82条関係 交付要求の手続

交付要求ができる国税

1 法第82条第1項の「滞納」とは、法第2条第9号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。

なお、滞納に係る国税については、次のことに留意する。

- (1) 督促(納付催告書による督促を含む。)をしていない国税についても、交付要求をすることができる。
- (2) 納税の猶予又は徴収の猶予に係る国税について、その猶予期間内であっても、交付要求をすることができる(通則法第48条第1項参照)。
- (3) 滞納者の財産について差押えをした後、滞納者が死亡したときは、その差押えを受けた財産を相続した相続人の固有の滞納国税について、交付要求をすることができる。
- (4) 国税につき徴している第三者の担保財産を滞納処分の例により処分する場合に は、その差押え時における第三者の国税につき交付要求をすることができる。

なお、担保権の設定時において納税者に帰属していたが、差押え時には第三者に 帰属している財産も上記の第三者の財産に含まれる。

改正前

は、税務署長が同法第70条の7第18項、法第70条の7の2第18項又は第70条の7の4第12項に規定する免除等の通知を発する日までは、法第82条第1項の「滞納に係る国税」には当たらない(租税特別措置法第70条の7第14項第8号、第70条の7の2第14項第8号、第70条の7の4第11項)ことから、交付要求をすることができない。

第109条関係 随意契約による売却

(取引所の相場がある財産)

5 法第109条第1項第2号の「取引所の相場がある財産」とは、金融商品取引所又は商 5 品取引所における相場のある財産、例えば、株式、社債、生糸、天然ゴム、金等(金融 商品取引法第2条第1項、商品取引所法第2条第4項、同法施行令第1条)をいう。

なお、上記の財産のうち、振替社債等及び有価証券(日本銀行の出資証券等)については、金融商品取引業者である証券会社等を通じて随意契約により売却(以下「委託売却」という。)することができることに留意する。

- (注)1 「金融商品取引所」とは、内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう(金融商品取引法第2条第16項)。
 - 2 「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう(商品取引所法第2条第1項)。

(削除)

3 「金融商品取引業者」とは、金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項に 規定する有価証券の売買等の行為を業として行うことをいう。)を行うことにつ き、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう(金融商品取引法第2条第9項)。

第121条関係 権利移転の登記の嘱託

第 109 条関係 随意契約による売却

(取引所の相場がある財産)

5 法第109条第1項第2号の「取引所の相場がある財産」とは、金融商品取引所又は商品取引所における相場のある財産、例えば、株式、社債、生糸、天然ゴム、金等(金融商品取引法第2条第1項、商品取引所法第2条第4項、同法施行令第1条)をいう。

なお、<u>上場された有価証券等</u>については、金融商品取引業者である証券会社等を通じて随意契約により売却(以下「委託売却」という。)することができることに留意する。

- (注)1 「金融商品取引所」とは、内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう(金融商品取引法第2条第16項)。
 - 2 「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう(商品取引所法第2条第1項)。
 - 3 「上場された有価証券等」とは、金融商品取引所の開設する金融商品市場において、売買の対象とされている有価証券、株式等をいう。
 - 4 「金融商品取引業者」とは、金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項に 規定する有価証券の売買等の行為を業として行うことをいう。)を行うことにつ き、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう(金融商品取引法第2条第9項)。

第121条関係 権利移転の登記の嘱託

法第121条の規定による場合

法第121条の規定による場合

改 正 前

(財産)

1 法第121条の規定により、権利の移転の登記を嘱託する財産は、権利の移転につき登 記を要する財産のうち、4及び5によるもの以外の財産、すなわち、登録国債等に係る 債権、鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用権、航空機、自動車、小型船舶、 電子記録債権、特許権、特許実施権、実用新案権、実用新案実施権、意匠権、意匠実施 権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、出版権等である。

(権利移転の手続)

2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱 2 税務署長は、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、権利移転の登記の嘱 託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にそ の権利の移転の登記を嘱託しなければならない(令第46条)。この関係機関は、差押え の登記の嘱託をした関係機関と同様(電子記録債権については債権差押通知書を送達し た電子債権記録機関(第62条の2関係2参照))である。

なお、次のことに留意する。

- (1) 自動車の権利移転の登録を嘱託するときは、嘱託書に売却決定通知書又はその謄 本を添付するほか自動車検査証を呈示しなければならない(道路運送車両法第13条 第3項)。この場合において、その自動車の使用本拠の位置が変更となり、かつ、買 受人の自動車の使用本拠の位置が、自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用 を受ける地域(同法附則第2項参照)内にあるときは、自動車保管場所証明書(自 動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条第1項参照)を添付しなければ ならない(自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条)。
- (2) 買受人が売却決定通知書を紛失等したことにより提出できないときは、税務署長 にその再交付を求め、交付を受けた売却決定通知書を提出して登記の嘱託を請求す ることができる(昭和50.3.28大阪地判参照)。

第139条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力

(財産)

法第 121 条の規定により、権利の移転の登記を嘱託する財産は、権利の移転につき登 記を要する財産のうち、4及び5によるもの以外の財産、すなわち、登録公社債等に係 る債権、鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用権、航空機、自動車、小型船 舶、特許権、特許実施権、実用新案権、実用新案実施権、意匠権、意匠実施権、商標権、 育成者権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、出版権等である。

(権利移転の手続)

託書に買受人から提出があった売却決定通知書又はその謄本を添付して、関係機関にそ の権利の移転の登記を嘱託しなければならない(令第46条)。この関係機関は、差押え の登記の嘱託をした関係機関と同様である。

なお、次のことに留意する。

- (1) 自動車の権利移転の登録を嘱託するときは、嘱託書に売却決定通知書又はその謄 本を添付するほか自動車検査証を呈示しなければならない(道路運送車両法第13条 第3項)。この場合において、その自動車の使用本拠の位置が変更となり、かつ、買 受人の自動車の使用本拠の位置が、自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用 を受ける地域(同法附則第2項参照)内にあるときは、自動車保管場所証明書(自 動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条第1項参照)を添付しなければ ならない(自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条)。
- (2) 買受人が売却決定通知書を紛失等したことにより提出できないときは、税務署長 にその再交付を求め、交付を受けた売却決定通知書を提出して登記の嘱託を請求す ることができる(昭和50.3.28大阪地判参照)。

第139条関係 相続等があった場合の滞納処分の効力

滞納者名義の財産に対する執行

滞納者名義の財産に対する執行

(滞納者の名義の財産)

(滞納者の名義の財産)

財産の帰属を名義によって判断する財産(例えば、不動産、船舶、航空機、自動車、建 設機械、小型船舶、電子記録債権、振替社債等又は各種記名式有価証券で滞納者の名義 となっている財産)に限られず、社会通念上滞納者の名義の財産と認められるものをい う。

第153条関係 滞納処分の停止の要件等

(第二次納税義務者等がある場合)

第二次納税義務者、譲渡担保財産、保証人又は物上保証に係る財産から滞納税金の徴 収ができる場合には、主たる納税者の国税(第二次納税義務、譲渡担保権者の物的納税 責任、保証又は物上保証に係る国税に限る。) については、滞納処分の停止をしないも のとする。

なお、第二次納税義務者又は保証人について滞納処分の停止の理由がある場合には、 それらの者に対しては、主たる納税者に関係なく、滞納処分の停止をすることができる。

第158条関係 保全担保

他の税法の規定による保全担保との関係

16 保全担保についての酒税法第31条第1項《保全担保の提供命令》、たばこ税法第23 条第1項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第18条第1項《保全担保の提供命令》、 地方揮発油税法第8条第2項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第21条第1項《保 全担保の提供命令》、航空機燃料税法第16条第1項《保全担保の提供命令》、石油石炭 税法第19条第1項《保全担保の提供命令》又は印紙税法第15条第1項《保全担保の提 供命令》の規定と法第158条の規定との適用関係については、酒税法等の他の税法の規 定を優先して適用するものとする。

5 法第139条第2項本文の「滞納者の名義の財産」とは、差押えに当たり、徴収職員が ┃ 5 法第139条第2項本文の「滞納者の名義の財産」とは、差押えに当たり、徴収職員が 財産の帰属を名義によって判断する財産(例えば、不動産、船舶、航空機、自動車、建 設機械、小型船舶、振替社債等又は各種記名式有価証券で滞納者の名義となっている財 産)に限られず、社会通念上滞納者の名義の財産と認められるものをいう。

正

前

改

第153条関係 滞納処分の停止の要件等

(第二次納税義務者等がある場合)

第二次納税義務者、譲渡担保財産、保証人又は物上保証人から滞納税金の徴収が できる場合には、主たる納税者の国税については、滞納処分の停止をしないものと する。

なお、第二次納税義務者又は保証人について滞納処分の停止の理由がある場合には、 それらの者に対しては、主たる納税者に関係なく、滞納処分の停止をすることができる。

第158条関係 保全担保

他の税法の規定による保全担保との関係

16 保全担保についての酒税法第31条第1項《保全担保の提供命令》、たばこ税法第23 条第1項《保全担保の提供命令》、揮発油税法第18条第1項《保全担保の提供命令》、 地方道路税法第8条第2項《保全担保の提供命令》、石油ガス税法第21条第1項《保全 担保の提供命令》、航空機燃料税法第16条第1項《保全担保の提供命令》、石油石炭税 法第19条第1項《保全担保の提供命令》又は印紙税法第15条第1項《保全担保の提供 命令》の規定と法第158条の規定との適用関係については、酒税法等の他の税法の規定 を優先して適用するものとする。